

# 平成29年度椎葉村簡易水道水質検査計画

椎葉村建設課は、村民の皆様に安心・安全の水道水を供給するため、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、検査頻度ならびに公表の方法等を定めた「水質検査計画」を策定しました。

## 1. 基本方針

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓水）で行い、浄水場系統ごとに実施します。また、原水についても検査します。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、これまでの検査結果を考慮して定めます。
- ④ 水質基準項目の検査は、月 1 回行うとされている項目については月 1 回、その他の項目については、3 ヶ月に 1 回とします。なお、省略可能な項目については、過去の検査結果より判断し定めます。

## 2. 水道事業の概要

### ① 給水状況

区 分	内 容
給水区域	大字下福良字持田、佐礼、若宮、下椎葉、野老ヶ八重、尾平、下福良 大字松尾字筈割礼、下屋敷、岩屋度、佐土原、ロクロ
計画給水人口	730人
計画一日最大給水量	412m <sup>3</sup>
一日平均給水量	299m <sup>3</sup>

### ② 浄水施設の概要

名 称	所在地	水 源	処理方式	一日平均浄水量
上椎葉浄水場	大字下福良 144-21	表流水	膜ろ過	258m <sup>3</sup>
岩屋戸浄水場	大字松尾 369-16		急速ろ過	41m <sup>3</sup>

### 3. 原水及び浄水の水質状況

上椎葉浄水場は桑の木原川の表流水、岩屋戸浄水場は管割谷川の表流水を取水しています。表流水については大雨等に伴い濁度の上昇は見られますが、上流域に汚染源もなく、水質的には良好な状態にあります。

水道水についてはすべて良質であり、水質検査基準51項目をすべて満たしており、安心・安全の水道水を供給しています。

### 4. 検査地点

採水は浄水場の系統ごとに浄水、原水それぞれ村内2カ所で採水しています。採水地点は以下の通りです。

名称	浄水採水地点	原水採水地点
上椎葉浄水場系統	椎葉村役場	上椎葉浄水場
岩屋戸浄水場系統	松尾児童館	岩屋戸浄水場

### 5. 水質検査項目及び検査頻度

#### ①毎日検査項目の検査頻度

項目	検査頻度	評価	備考
色	毎日	異常でないこと	水道法施行規則第15条第1項第1号による。
濁り	毎日	異常でないこと	
残留塩素	毎日	0.1mg/L以上	

#### ②毎月検査項目の検査頻度：別紙のとおり

### 6. 水質検査方法

水質検査の方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により実施します。

1日1回以上行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査については、椎葉村職員が行います。

その他の定期検査(臨時検査)については、試料の採取及び残留塩素・水温測定を椎葉村職員が行い、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が、委託された試料運搬と水質検査を行います。

## 7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合には臨時の水質検査を行います。

- ① 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- ② 水源地・配水池などの水道施設が著しく汚染された可能性がある場合。
- ③ 給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行している場合。
- ④ その他特に必要があると認められる場合。

## 8. 水質検査の自己/委託の区分

水質検査は下記のとおり水道法第 20 条の厚生労働大臣登録検査機関にて検査します。

委託先：一般社団法人 宮崎県公衆衛生センター

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、椎葉村ホームページにて公表いたします。検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

問合せ先

椎葉村役場建設課 施設管理グループ

TEL：0982-67-3207

FAX：0982-67-3930